

# 申請にかかる注意事項 給付奨学金(在学定期採用)、授業料等減免(高等教育修学支援新制度、多子世帯授業料等無償化含む)

## 1. 資料の確認

- (1)「2025 年度奨学金案内ダイジェスト(大学等用)」(以下冊子という)
  - (2)奨学金確認書兼地方税同意書【機構へ直接送付】
  - (3)スカラネット入力下書き用紙
  - (4)(学部在学採用)日本学生支援機構「給付奨学金+授業料等減免(多子世帯授業料等無償化含む)・「貸与奨学金」の申請について ※申請の流れが記載されたもの
  - (5)申請にかかる注意事項 給付奨学金(在学定期採用)、授業料減免※本紙
  - (6)大学等における修学の支援に関する法律による授業料減免の対象者の認定に関する申請書及び入学料免除願
  - (7)大学等への修学支援の措置に係る学修計画書
  - (8)山口大学からの連絡について
- ※給付奨学金と貸与奨学金両方の申込みを希望する場合は、両制度について理解した上で申込みを行ってください。

## 2. 給付奨学金制度の概要

### (1)給付奨学金は、以下のいずれかに該当する場合は申請できません。

- ・学業成績による留年経験がある
- ・既修得単位数の合計数が標準修得単位数の 5 割以下 ・3浪以上
- ・大学院生、留学生、学士編入生

(2)給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。

### (3)選考基準(冊子 p2-3)

収入基準は日本学生支援機構に提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報取得し判定を行います。上限額の目安表および進学資金シミュレーターを参照し、おおよその目安をご確認ください。また収入基準及び資産基準のいずれにも該当する必要があります。

### (4)在留資格に関する要件(冊子 p2)

外国籍の人は、在留資格等によっては申込みができない場合があります(留学等)。要件を満たす人で、申込みを行う際は証明書の提出が必要です。

### (5)支給金額(冊子 p3)

給付奨学金を受給中の方が、併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合は、給付奨学金の支援区分等に応じて、第一種奨学金の貸与月額が調整されます(併給調整)(冊子 p5 参照)。給付奨学金と併せて第一種奨学金の貸与を申し込む場合、または既に第一種奨学金を貸与中の場合は、注意が必要です。

(6)過去に給付奨学金を受けたことがある方は、新たに申し込んで 2 回目の支給を受けることはできません。(冊子p2)

## 3. 多子世帯授業料等無償化の概要

令和 7 年度から、高等教育の修学支援制度が拡充され、多子世帯の対象者は所得制限なしで授業料等の減免を受けることができます。ただし、資産要件はあります。指定された期間内に、日本学生支援機構の「在学採用」において「高等教育の修学支援新制度(給付奨学金および授業料等減免)」に申し込み、審査を受ける必要があります(給付奨学金と同様の手順で申請します)。多子世帯であっても、自動的に減免対象とはなりませんので、必ず申請手続きをしてください。

## 4. 提出書類の記入等について

- (1)奨学金確認書兼地方税同意書:住所は現住所を記入 【機構へ直接送付】
- (2)スカラネット入力下書き用紙:すべて記入し、全ページコピー
- (3)奨学金振込口座(本人名義)の通帳の見開きコピー  
金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が確認できるページのコピー ※キャッシュカードも可
- (4)授業料減免の対象者の認定に関する申請書及び入学料免除願

(5)大学等への修学支援の措置に係る学修計画書

(6)(1年生のみ)出身高校発行の調査書 ※成績証明書は不可

(7)(編入学新入生のみ)出身大学の成績証明書

※その他該当者のみ提出が必要な書類については、『(学部在学採用)日本学生支援機構「給付奨学金+授業料等減免(多子世帯授業料等無償化含む)」・「貸与奨学金」の申請について』及び冊子を十分にご確認ください。

## 5. スカラネット下書き用紙記入方法について

奨学金学種(学校)・申込の選択項目は、必ず定期採用を選択してください。

### STEP3 ②-奨学金申込情報

- 1 給付奨学金・授業料等減免ともに申請を希望する場合は「高等教育の修学支援新制度を希望しますか。」の項目において「希望します」にチェックします。

### STEP3 ③-あなたの在学情報

- (2)学籍番号はハイフンなしで入力
- (4)専攻科又は別科は全員いいえを選択
- (6)昼夜課程は全員昼を選択
- (8)卒業予定年月 休学したことのある人は入学当時の卒業予定年月ではなく延期後の年月を記入
- (10)キャンパス住所(郵便番号は下表のもので記入すること)

	郵便番号	住所1	住所2
吉田	753-0841	山口県山口市吉田	1677-1
小串	755-0046	山口県宇部市南小串	1-1-1
常盤	755-0097	山口県宇部市常盤台	2-16-1

- (11)自宅外通学の場合、現住所(寮、アパートなど)を記入(実家の住所ではない)

### STEP3 ④-奨学金給付額情報

- 1(1)4月分からの支給停止:基本的には「いいえ」を選択

※他奨学金や海外留学支援制度(協定派遣)利用中など特別な事情のある場合のみ「はい」を選択

### STEP7 ⑨-あなたの家族情報

- 1 社会的養護の該当者は別途証明書類の提出が必要
- 2 (1)生計維持者の人数は最大で2名(基本は父母)  
(2)(3)(f)いいえの場合、マイナンバーから収入情報が取得できないので収入証明書の提出が必要
- 7 あなたと生計維持者の資産額を必ず記入

### STEP8 ⑩-家庭事情情報

記入必須。字数3分の2程度は必ず記入すること。テキスト印刷貼付け可。

入力の際、半角文字はエラーになります。

### STEP9 ⑪-奨学金振込情報

必ず自分名義の口座を記入すること。入力を間違えると、初回の振込が大幅に遅れます。

## 6. スカラネット入力について

指定された期間内に行ってください。期限内に入力が確認できない場合は、申請を無効とします。

スカラネット入力後は引き続きマイナンバーのインターネット提出手続きが必要です。インターネットによる提出のみ受け付けていますので、マイナンバー関連書類を大学や日本学生支援機構には提出しないでください。

## 7. 書類の提出先について

吉田地区の学生:学生支援課学生サービス係(共通教育9番窓口)

小串地区の学生:医学部学務課教育・学生支援係

常盤地区の学生:工学部学務課学生係